

住之江区役所足拭き玄関マット広告募集要項

民間企業との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、広告枠を設け、次のとおり募集します。

- 1 募集媒体 足拭き玄関マット
- 2 掲載期間 毎月1日からの1ヶ月単位（複数月の申込みも可能です。）
※先着順により広告掲載の可否を決定します。
※複数月申込みの最終掲載月は年度末（3月）とします。
- 3 申込期限 掲載開始2ヶ月前
- 4 広告設置場所等 枠 数：4枠
設置場所：A 区役所正面玄関側（庁舎内）
B 区役所正面玄関側（自動扉内）
C 区役所正面玄関側（庁舎外）
D 区役所北側玄関側（庁舎外）
サイズ：A 1.5m×1.8m
B 1.5m×1.8m
C 1.2m×3.4m
D 1.8m×3.7m

※大阪市広告掲載要綱及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領を遵守してください。

※設置するマットはその面積の2/3を広告用、1/3を本区の指定する標語等の用途として作成していただきます。（後者の意匠及び位置については、区役所と別途協議して決定することとします。）

※足拭き玄関マット制作費、維持管理費は広告主負担となります。

※マット洗浄時や破損等に対応できるように、2枚以上制作してください。

- 5 広告料 5,000円（税込）／月・枠・㎡
A・B 9,000円（1ヶ月×1.5m×1.8m×2/3）
C 13,600円（1ヶ月×1.2m×3.4m×2/3）
D 22,200円（1ヶ月×1.8m×3.7m×2/3）

6 申込み方法等

- ① 足拭き玄関マット広告掲載申込書（第1号様式）をダウンロードして、必要事項をご記入ください。

- ② 申込書を、住之江区役所総務課（総務）まで提出してください。

（提出先）

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所総務課（総務）

tt0001@cit.osaka.lg.jp

- ③ 提出された申込書について審査を行い、広告掲載の可否を決定します。

ただし、広告主からの広告が、掲載できない広告（大阪市広告掲載要綱第4条に規定するもの及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領第2条、3条、10条に規定するもの）に該当するなどの場合は、申込みは無効とします。

審査の結果、広告掲載の許可又は不許可の結果を記載した足拭き玄関マット広告掲載決定通知書（第3号様式）を送付します。

- ④ 掲載決定通知を受け取られたら、納入通知書にて広告料金を納めていただき、足拭き玄関マットを設置してください。

7 広告内容等の変更

- ① 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、変更の1ヶ月前までに足拭き玄関マット広告掲載変更申込書（第4号様式）を、住之江区役所総務課（総務）まで提出してください。

- ② 変更許可の結果を記載した足拭き玄関マット広告掲載変更通知書（第5号様式）を送付します。

第1号様式（第7条関係）

足拭き玄関マット広告掲載申込書

年 月 日

大阪市住之江区長 様

住所 _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E - m a i l _____

担当者職・氏名 _____

住之江区役所足拭き玄関マット広告募集要項の条件により、次のとおり申し込みます。

記

1. 広告媒体名 足拭き玄関マット
2. 広告掲載場所等 A 区役所正面玄関側（庁舎内）
 B 区役所正面玄関側（自動扉内）
 C 区役所正面玄関側（庁舎外）
 D 区役所北側玄関側（庁舎外）
3. 広告料 金 円
(内訳金 円× ヶ月分)
4. 広告原稿 別紙のとおり

5. 確認事項

確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。

大阪市広告掲載要綱及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領を遵守します。

また、次に掲げる要件をすべて満たしています。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 大阪市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

注意 ・暴力団排除のため個人情報警察に照会することがあります。

・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

6. アンケート

今回の募集をどのような形でお知りになりましたか？

該当する番号に○をしてください。(複数回答可)

- 1 大阪市ホームページを見た
- 2 大阪市が配信する広告事業メールマガジンを見た
- 3 広告代理店から紹介された
- 4 知人から紹介された
- 5 その他 ()

ご協力ありがとうございました。

☆大阪市 **広告事業** メールマガジン登録募集中☆

大阪市では、最新の募集情報をメールマガジンで配信しています。配信希望の方には、パソコンからこちらに空メールを送っていただきますと、登録メールをお送りします。↓

登録無料!!

osaka.entry6@mmag.city.osaka.lg.jp

第3号様式（第8条関係）

大住江第 号
年 月 日

様

大阪市住之江区長

足拭き玄関マット広告掲載決定通知書

年 月 日付け申込みがありました
いて、次のとおり決定しましたので通知します。

広告の掲載につ

記

1. 決定区分

- 掲載を許可する
 掲載を許可しない

（理由）

2. 広告媒体

3. 広告規格等

募集要項のとおり

4. 広告料

金 円（税込）

5. 納入期限

年 月 日

6. 掲載条件

大阪市広告掲載要綱及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領
を遵守すること。

第4号様式（第13条関係）

足拭き玄関マット広告掲載変更申込書

年 月 日

大阪市住之江区長 様

所在地 _____

名称 _____

代表者職・氏名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

担当者職・氏名 _____

年 月 日付け大住江第 号により広告掲載決定通知をいただきました広告につきまして、次のとおり変更したいので申込みます。

記

1. 広告媒体名 足拭き玄関マット
2. 広告掲載場所等 変更前・変更後の内容を記載すること。
- (変更前)
- (変更後)

確認事項（確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。）

大阪市広告掲載要綱及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領を遵守します。

大住江第 号
年 月 日

様

大阪市住之江区長

足拭き玄関マット広告掲載変更通知書

年 月 日付け申込みがありました広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分 変更を許可する
 変更を許可しない
(理由:)
2. 広告掲載場所等 変更前・変更後の内容を記載すること。
(変更前)
(変更後)
3. 掲載条件 大阪市広告掲載要綱及び大阪市住之江区役所広告媒体広告掲載要領を遵守すること。